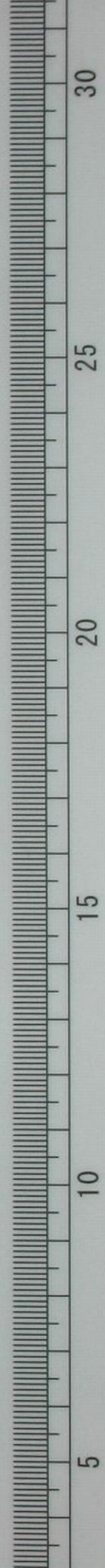


東昏下卷下八

1 13  
915  
8



甲陽軍鑑末書下卷之下才自派

一 拾方之人教手分年賦四ヶ條之事

二 大人教少人教負<sub>レ</sub>誤<sub>リ</sub>十ヶ條之事

三 信玄<sub>ノ</sub>御備軍之<sub>レ</sub>信法四ヶ條之事

四 勝頼<sub>ノ</sub>御信取或萬六千之<sub>レ</sub>中人教割<sub>ル</sub>事

付備立之事

五 小山田長清尉八王寺<sub>ノ</sub>元<sub>ノ</sub>合戦之<sub>レ</sub>度

六 比谷<sub>ノ</sub>合戦<sub>ノ</sub>百<sub>ノ</sub>余<sub>ノ</sub>備配<sub>リ</sub>八ヶ條<sub>ノ</sub>事

七 秋山<sub>ノ</sub>伯耆<sub>ノ</sub>東<sub>ノ</sub>兵<sub>ノ</sub>渡<sub>ル</sub>上<sub>ノ</sub>村<sub>ノ</sub>合戦<sub>ノ</sub>事

八 小幡上総守遠列之付城押備之

九 信玄去大人數志心弓箭よ善白内をじ  
十三ヶ條之事

十 備武ツ之事

十一 合我勝利之極位三ツ之事

十二 侍味方備之度

十三 信玄去御由之九ヶ條付丈臆病之事

十四 武道場者四人之度

十五 信玄去流人數扱三千より十方迄振子

奥敵三ヶ條事

十六 信玄去大会我々々々決御定三ヶ條事

十七 味方討之之三ヶ條事

十八 馬占備或ハ馬平或ハ歩足恒振子三

箇條之事

二拾六本目甲陽軍鑑末書下卷十方之文較よ方也

一組のり是八御前守居不書子細此内し賦

五其配り四ヶ條より付御前守居も源信云

上野信流は彼出しよ付ていじの給ふべき

乃ちもいほ供十方の内し勝用斬極前守居

也之ハ前守居とて之なるの由定や口傳

才一貳萬五千 四郎勝頼様

才二貳万八千 曲の厩信書様

才三貳萬八千 是ハ法住院信玄様此旗本也

才四貳万八千

勝用斬信連様

右武田強守殿より信玄之御會才法神被  
加付之勝用斬守先一男信玄晴信之  
二男之申麻信殿云是白十歳にて永祿四  
年三河中納言我討死如三男八強守友勝  
用斬信連今之申麻信書而勝頼三人と如  
信玄之御後とて也徳と付て可戸と馬取中法  
人(在觸)と子細と連之如屋敷と三河一  
守之御下細法法人取との御之御申格

也然レハ永祿十二年  
正月廿日信玄公  
被仰差ハ膳用軒  
信連

御地界被成

萬之由人殺平介八時之為才と八之  
年之段合はと付也御と右十力之  
人殺四ツの割に付三ヶ條と申

存才一元徳元年午之十月方小山原北條氏康  
云由地界被付同年霜月より子是  
氏政云降糸被取收切之東之徳家  
中て市主様より由定之高家屋敷号に八  
取八才一り之友才二小山友才三里力殿  
才四依行友才の才守友才六ヶ所被

才七三小田殿才八次後此門の家信云口後  
いし小田原家政の志手可被如と信但りて  
北條家と由入魂丸中政治才三甲列一可被信  
入と云て由使志是なり。小田殿六十五年以前お  
唐祿三年庚申之春越後之信信三責正教信小  
相三之由云方標一比條家と由入魂丸志是也  
甲弁一に由使志なり。其亦右六乙三大由  
三樂入道と始り東と地新田之由上総  
く一力本生強しなりなりん同一侍者然し

下総一才八酒井或一た一也一上田今侍  
田川侍流と志し才一入信云一小田原家政  
向一けて其一元一才一可一山一政一又一誰一し一  
武田由家之内一能一云一因一下一と一其一右一一一右  
才一と一其一被一才一合一故一才一山一信一才一入一道一梅  
才一行一と一其一東一信一侍一家一と一親一れ一又一之一兼  
名一川一合一才一と一其一元一才一中一政一降一才一山一信一才一  
信一云一可一被一信一也一其一山一信一才一由一信一才一八一合一才一  
と一其一人一質一才一越一し一又一才一山一信一才一元一

三頭之何時由出陳之被感之とら佐又  
いよと被申とて降参と被り小田原に取  
治らる人まらとて被信を之の如き御  
人救ふるハ二万貳千如と進上可戸被  
とも信し其付先由之申之ハ信言  
申政ハ解とてまの申す御事由地界を  
困らぬ其外由人まらとての子之御孫  
之人少なる如右と通申す事や九し又  
玉主教甲并御出仕被信遠宵之事

き通とて之又とて大祓申政可如信  
九し申政甲列に御出仕ありとて  
如と同之於清出仕と八威に成給玉主  
家替とて申政ハ法神とて信言ハ和  
法泉寺に御付遠宵之時切服とて未  
ら防らるるに御傷之相又甲并御出仕  
有くハ七二とて小田原由教向とら相定  
少も由も間とて申すにせと其の如  
とありと十月みおとて申康とて由

也にては一切負うらく然も又東大およ  
西平の條備り給ふ玉おく甚や宗道  
自身をなげくや然色やるや小  
又敵と強く候へ給事亦二が家  
陣に大勇と立てげとをよき速き馬  
侍氣とま業と掛るすく好くあり  
付大勇斗と馳せ候を別たて出  
くしるも外務ぐくするや三人とん  
給ふすたさ大切れ人とし初又武変

心掛よ手いささ仕そなる候者侍と  
氣に入られむ是者の方日もえやど  
或ハサ心掛の弱者れけいん人とも  
候よあへんまなされは如の御被宿  
氣たさな申しとこよて玉おの大  
なるやぐさなぐが守るこおそむきつ  
よ此を大剛也心掛へや御名乃はら  
少事とあそく山付恒宿なるを  
人必しとせば、主君と御同んを



かよりまじはた者、法信堂より抄の巻に、  
假法信の巻に其の巻と云ふ相違あり、  
なる者、清浄なるれたるは大切、我亦  
たにおつるの由う後かゝるていふ名とよき  
武を信する大持の人と見知れぬ  
初し中回、申政を別して、  
如假付を別して、  
事りて申して、  
子細を能く去たなる、  
子細を能く去たなる、

知るに大持の命令と捨て、  
大切之と云ふとて、  
此所申政の傳ふる、  
ゆをい家せし、  
やうにて、  
かゝり物とて、  
るし、  
一戦の勝利、  
のものとほち、

あ代武田の家として是と批判して  
く大おと神と仰る同おされの神に  
大将と相定人子細を神と仰ること  
てハ勿論能くも人からく之を  
神として之をきまらぬ也相人の教に  
あたる神と仰る或は太く答給へ  
神とみとくくても我取らる振  
面神と仰るてまらぬ故世縁  
とて同おとは神と大おが力のな  
人

とい首武は多柄の傷と仰る  
りよものとは神と仰るお定人  
あは振子氏政云は是れとて北條家  
お氣遣力と仰る信まは神馬  
一とてはわらぬと仰る

右才二小條家は彼り取てし小條  
おはる同信まの今之由同合て十  
田は実東大は十餘万金りたふ  
くと可る由是れの内と取て

内なる〜あまのけりえ十万人定天下の切  
てらり給ふ女十万人の人数と貳万の子  
完四ツに分らば一ツを勝用軒様頼宗系  
ら務らば是ハ甲并〜出向守居る一各  
清頼様頼宗系也是ハ東海江三河  
家康に押掛り出働する一各東儀重頼  
も頼宗系とせられ本業通と出働する花  
申信言と出働する貳万八千と是ハ三河  
通河と居るも計是も又上方ハ伊勢

国司越前之朝倉江州之清井大坂陸  
田江四國之長考我邦中國迄ハ國僅々  
津上洛と相待なる事出取整己り  
鳥源友女越宗系ハ山まで移越するに  
望みそ凡の若とわとせらば山大坂に  
長考と移越する身内ハ出上役之  
常徳院四國ハ八市と森田信与移越す  
此は信也と〜せつと被仕ぬる  
よると信なる家と前之親れ母ハ大将と

親政人見なせしる元甲并糸各  
ら道と日中園し八年中津同  
はるりしなりと上

有之其時東徳家元と初め各徳大元  
も木田主樂一も本少形此も侍大将の持  
川其勢云國も元中徳つ入道信行是ハ  
小園海兵と持のほせしゆふとの所  
徳なり也 越後徳侯の行ふハ國東  
人数之餘りも方針清が入道清又斬

志津入道支侍大将と強國と病侍

なり也上

才四右十萬ハ人数合戦ハ極子夜相定ハ國

常ハ事一一場終ハ三取三取ハ侍を  
二場終なりハ敵も其有也是ハハハ  
敵陣ありハ味方も侍候と用てお入  
若敵城なりハ味方陣城ハ此城ハ  
おとと陣城と人も小園上洛の人数を  
分ニ先て其後知畧けいハハハ

才四文字 徳大元 元中 徳つ 入道 信行 是ハ

家町人地下人口傳人金子是凡口傳

二右之通一前云 二右之通也陽也くハ山川部ス或ハ守

三取合ハ對シテ軍ヲ 三取合ハ對シテ軍ヲ

四合戦ハ武ツト 四合戦ハ武ツト

ハ大軍之り 三其遠近ヲ計テナス

負也やあやもりなすくハ又大軍のか人

殺可負子細毛頭去之己上如件

二大人殺少人殺負しあやもり十

三降ハ

第三傳日敵女人數ナリアナトリ計策セヌヲヨリニ女敵ナリトモ計策ヲシテ勝マスキ如クニ可勝

第一傳日敵ノ矢強弱其格ヲソモリテ働シ其積ナレハ負

第二傳ヲ教國ノ領スル大將 二大人殺少人殺負しあやもり十

ナラハ其本城近邊ニ諸代ノ士ヲ 置テ本城ヲ守ラセテキテ可シ新參者

先方ノ士ハ程遠キ所ニテ知行ヲテ 其押ニ所ノソノソリノ普代ノ士大將ヲニセ合テ置又女身ノ士ニ遠方ニテ知行ハタス時難免スルヲ場ノ近邊

ニテ渡ヌ如此ヲ三段ト云此三段ノ知行配懸持ハ上下恨テ不知シテ少敵ニ負

傳日糧ハ軍ヲ発スル第一ノ事ナリ其運送ヲヨク勤テ敵國近邊ニ味方地アリテ其処ヨリ運送スルカ或ハ舟路ニ於

時方ヨリ取 時方ヨリ取

ヨスルニ自由 ナルカ能クテ兼テ可積シ因糧敵ト稱子ニテ(凡敵ヨリ糧ヲ取コムハ故ト地下ニテニ春隻ハ地下ニ米ナケレハ乱安モナラヌ

夫ユ味方 夫ユ味方

地ヨリ取寄 地ヨリ取寄

ト可心得多ク ト可心得多ク

存念

才六味方の法現ハ人子ハ能ハ決なす

才七味方の法現ハ人子ハ能ハ決なす

才四室岡山山川を志ナリキ

才一敵之強ハ付甚ハ柄之働能積リ

才二國部知行三取悪人賦リ之事

才三けいしあな見る付出家町人地下人口傳

才四味方のそれうんそり積リなる

才六味方の法現ハ人子ハ能ハ決なす

才七味方の法現ハ人子ハ能ハ決なす

第八傳云備押行我アシケハ敵ノ障ヲウカウシ

第九 傳云陣取ミタリミテ吾親類心易者ト居リタキ処ニ一村カリニ居テ作法アシキ故シノ夜軍ヲト仕カケ  
ラルト大敗軍ニナルナリ

才八 佑押キルキ法度悉クテ能ク仕ル  
才九 陣取乱リシテ一じらがるトヨマシ

才十 敵トシヤシノ所ハシヨリテ新四ヶ條ト  
一先氣トシテカクナキヨリニが  
云くヨリニバカト書キヨリ 四相  
才十一 陣取 右ノ二極ハ甲オシ物  
或トシヨリオキオシイシ

才十二 法塊大軍ナシトシテ名ヨリテ押カシ  
色ハ故オシト持武変不クセキト事付  
之ヨリヨリヨリトシテオシト必可後トシ大  
オシヨリトシテ敵ノ元ハ十ガ九ツ存セヨリ  
オシト必文ノ所トシテ能ク人オシト下  
分別トシテ一之ヨリトシテ出テオシト  
才十三 オシトシテオシトシテオシトシテ  
オシトシテオシトシテオシトシテ  
オシトシテオシトシテオシトシテ  
オシトシテオシトシテオシトシテ  
オシトシテオシトシテオシトシテ

誦訪御寶傳ミカ  
ト不知伊勢御技ニ  
キモノト云傳ナリト

人を案ふみそと自兵如ふ可とて紅なる  
徳野牛玉よせり一任指の由柳よ  
或は河内血たつとありけし之極と  
大なる忠切一平と相定とら御事

才士自志の沖鳴過愛りと多けしバ味香  
力と高教へ國へまわつて大なる也  
家元流よつとま大なる由なるに流能の  
こめ流やまのまこと各奇合傳云難疾  
致人ハ大なる流なるより事也是と大なる

才三登固目明横目傳三登固其備士大指より目明ハ弓矢切者ノ者士大將ノ後見ヲモスルクアノ人ヲ其備ノ裁判  
相談ノタメノ添マルヲ云横目ノ諸士の御上中下ヲ見分考ノ備工二人ノ行要ナリ

沖立後々又大なるものけり事

才三之教城責振く人教分教云因目あり

横目より之の検使事

右と人まこところすまの人と教給り大

なるあやまらるる事

才高の組より攻候軍の初め候二之軍三之

軍迄是なり手ハ大なるあやまらるる事

才又軍三浮揚と云てん定る由是大人教

く之尊六千うして十力返候也口傳多事





右前守兵は真田と初め城約は同心被官  
三百騎の侍は必可騎留守に或るは  
彈正河原氏のこゝろも是は尚守兵に  
氣をなすは仕置也 其新氣にて何し  
法百粒一撥の由氣をなす 女件

○三信を主帥備軍に他法四つ

才一敵ふしよ早き候を女風也  
才二敵あつてもよとら候を女林也  
才三敵あつても候を女火也

才四敵とくもせよとてらる候は御身  
如山な架

右く子細又四つ

一 水原之子 庚申に小田原に歸投し 徳川公  
方内千之入敷にて發向する時信長  
小田原より戦ふれ給ひとて八千の衆  
とらふといひ餘の二なるこよ御身を  
所之處と服當を承出是入被りし  
既新とて 其は候まふあし不

動め山沖働きくお敵浦儀正一歳の  
時若キおとるまておのち由とらち  
らやー一因ハ列の儀儀大およ心と  
たふれぬや

二 水緑十二己之極月是部記は幸の旗炮  
三百挺とらん書申と打掛は是ハヤ有  
ぬ此日旗河由館とわけ儀と申と水  
物申す事日ニ由礼ト人質をよ仕故  
由旗平ハ山宣ハ川と儀海とまぐ川退

陣取く交ハ有く下く旗炮打せを  
信まふ被因ハ是部記は幸の旗炮多  
調ておとると信まふととととと  
めげとら信ハケ振と由人お申下の事あり  
二返はる理ていしておとととととと  
信まふ能おとりのよすおなる事

三 水緑十二己の社記は幸の旗炮  
家持陣とち或之ニの曲儀教ヶ不  
之要客因部鏡働と神威光ととと

火事ありてそのいともくならるる

四、水禄十二年己ノ正月駿河八幡年に宗  
中康勸也給ふ時駿河の奔仲々二〇  
く由人敷部千山保持込山死の押へ  
殊至其方八千の人数とりて小澤氏康  
流三ヶ一澤田山一押とらると其日創  
一塩井のよ六駿奔をも一騎にけり成り  
もしりも由働るもこ上付そ、佐まも  
年と成らるる也や、やの如件

四右一傳云前云外十万人敷ノ内  
勝頼公ノ分ニおそキ

海世之ナ  
武ニ

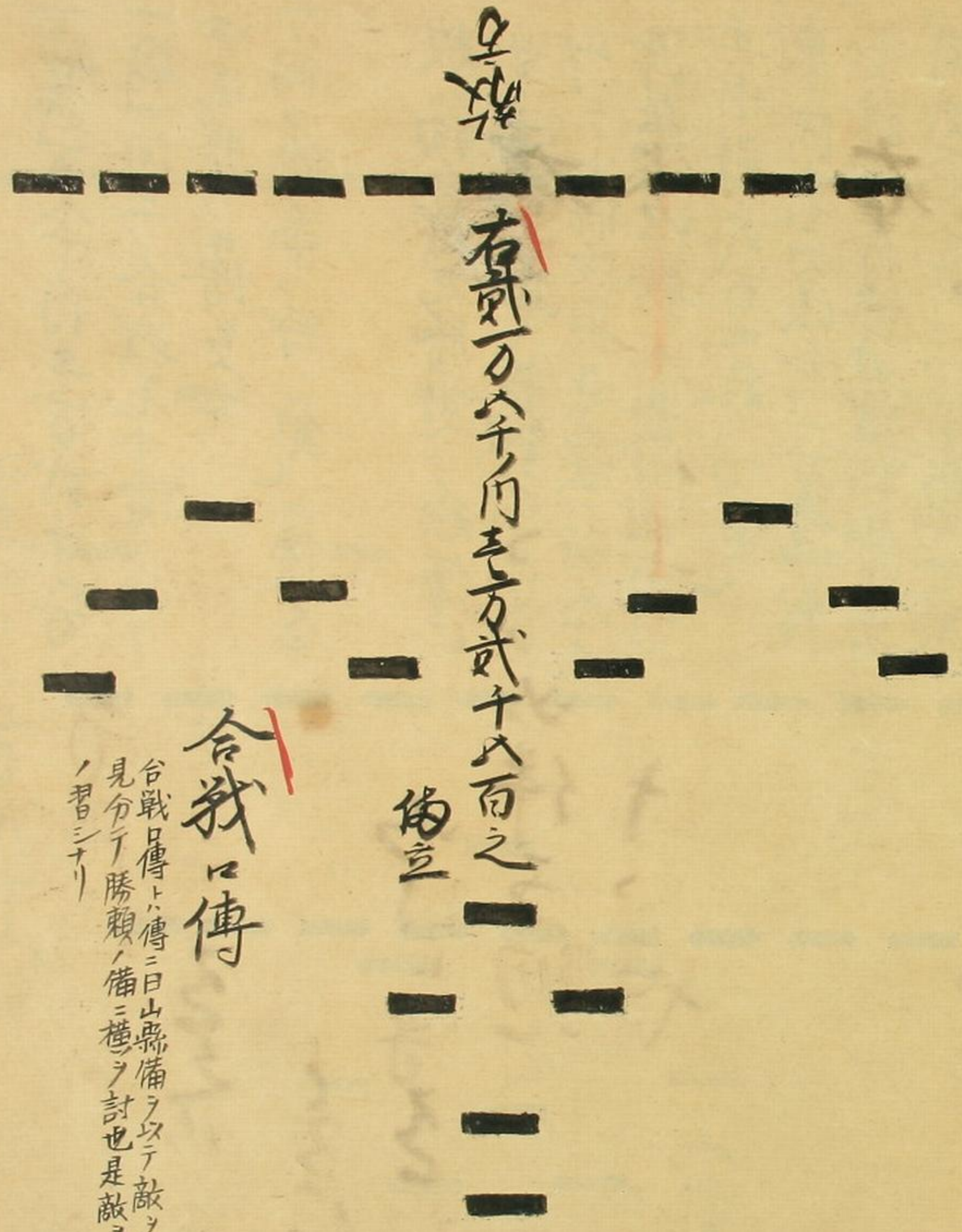
○四右あるも、やと傳れ云内後九武  
一万八千抑人敷割之る

- 一、五方武千八百廿八傳 一書合裁 口傳之
  - 二、三方武千八百廿八傳 二書合裁 口傳之
  - 三、七方武千八百廿八傳 七書合裁 口傳之
- 此の種なるれを其の天候りや之百廿八傳  
一ツも之七百の傳或八百のもも其の  
名同や馬宗の捨騎ハ種其何種と之  
後示す書ニもく、已上如件

右貳万八千二百よ分て陸陽貳万の備る  
 口傳又三つ振子と習てる之以上四つ口  
 傳より一二三四但之四ハめけむと之候に口  
 傳より一方山とめけ口傳より後申  
 右四つ九ニ大形め件子細とヤス東流  
 清田斬信玄とけ分や口傳より

右壹萬貳千五百宛二つと合戦し極  
 大敗給ふと以て可心のや

傳三日ニツ三合戦ト先年ノ山縣一萬三千五百ト勝頼ノ二味一萬三千五百ト合二萬五千ト事



合戦口傳

合戦口傳ト傳三日山縣備ラ以テ敵ヲモ時分ヲ  
 見分テ勝頼ノ備ニ横ヲ討也是敵ヲ大勢ニシテ  
 ノ習ニナリ

○二右武万二千内き万武千八百  
 一戦口傳ニ合戦先十備ヲ以テ  
 必定勝ツ口傳多ク  
 三ノ間口傳争フ時ハ負ル口傳多ク

一敵ハ初合戦之勝負ヲ惣軍  
 守ル事必定也子細ハ關東  
 山ニテ小條原與守衆三百  
 騎然モ地鉄ニ武田元小  
 兵衛尉武百世騎切負ル  
 一東三河東武合テ六百騎斗  
 武田四上村武田信玄元秋  
 有武百八十騎切負後皆散  
 軍法ノ保リナレ也

傳日三番ノ圖ニ番  
 合戦ノ十二備ニラハ  
 備ニル事ノ前ニ  
 二十備ヲニ段ニシテ  
 如此先十二備ニ備  
 三モ時依テスル  
 (一)此ノ三番備  
 (二)時四番備ノ山廻  
 (三)三番備ヲ先  
 十二備ニ敵ノツヨク  
 カハラン為ナリ

十二備  
 口傳

一八備  
 口傳

○三右武万二千之内き万武千八百

一八備  
 トリ

傳云云前云如ク此  
 備見物備

右之如ク是万武千八百

小条原

傳云圖ノ如ク旗カコロシテ以テ押上ル同備カハル候分ノ塩合ヲ相圖クコトク下知ニ不付トキハ大負シト云事也

○四右之備立ニテ合我ニケ條山川隔リテ此傳

一山いさくハ如此

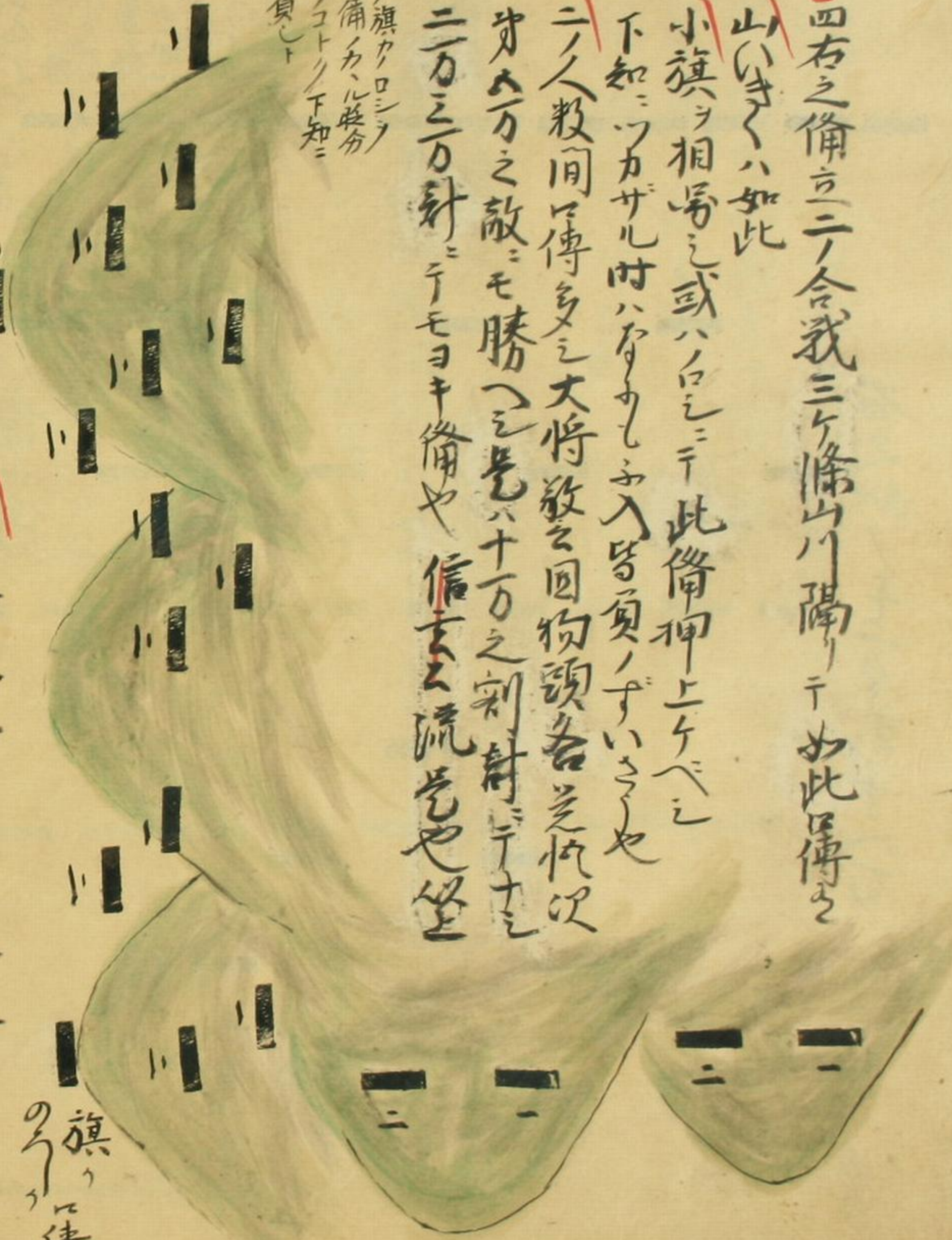
一小旗ヲ相場ニシテ或ハ台ニシテ此備押上ケベシ

下知ニツカザル時ハ有テ入皆負ノテいさく也

一二人教同傳多シ大將教ニ回物頭各之候次

才八万之敵モ勝トモ是六十万之割討ニテ

二万ニ力討ニテモヨキ備也 信玄ノ流也也坐



いさく  
いさく  
いさく

右十備は勝以是ニ必勝也

旗ノ侍

傳日別ニ浮勢ヲ用ルニアラヌニ萬五千ノ中備シラ如此浮勢ニ用テ廻シ備ニスルトシ

是モ或万八千六十備内ノ

小荷武奉行  
二儀内

一

一

一

小荷武奉行

二儀内

右拾万之人教何モ宅ニ押太鞍ヲ以是ヲ定ル

○押太鞍

九字リンヒヤウトウニヤカイチンシツ

サイセン

不同 鞍ノ口得多シ大人教之儀候也以上

○山田兵衛尉合戦之事

五



此列全子元也此

敵方

右同五



此列全子元也此

一 小山田とていふとていふも村邊に山とて  
角一取紙れとて并ふ山にけり

二 和と勿陽陽とていふとていふ

三 年月給為とていふとていふとていふ  
久又敵方れ者九抱至ある内地國よ

四 信言と軍の由知畧針集長略とて

除之利と徳とていふとていふ侍たおもな  
あは得勝利や

五 物足と越敵の備乱りなるとていふとていふ

とていふとていふとていふとていふとていふ  
人数とていふとていふ

六 世合戦則百騎余備城を備す

一 小山田百騎余りとていふとていふとていふ

よはり

二 部百騎四拾騎先のも一備部合めよとていふ  
とていふとていふとていふとていふとていふ  
とていふとていふとていふとていふとていふ



右の通り、山の右にありて、一砲と一砲と  
して、矢後砲を各と初に敵ありて  
て初々の山の上なる中山砲甲へ矢貫  
砲と打ちけるし、又比ふに、甲列砲  
打掛りし、又さうのうらつて、砲と  
是怪のうらつて、砲と、又さうのうらつて、砲  
は、甲列砲へあつて、砲と、又さうのうらつて、砲  
小山田砲とて、砲と、又さうのうらつて、砲  
入に、砲と、又さうのうらつて、砲と、又さうのうらつて、砲

砲よあつて、砲と、又さうのうらつて、砲

又、一砲と甲列砲、右、王寺砲、左のうらつて、砲  
と、付まゝ、中のうらつて、砲と、又さうのうらつて、砲  
可向と、人數あり、砲と、又さうのうらつて、砲  
と、百と、十と、砲と、又さうのうらつて、砲  
と、小山田のうらつて、砲と、又さうのうらつて、砲  
氣味、方のうらつて、砲と、又さうのうらつて、砲  
と、二と、矢後砲と、又さうのうらつて、砲  
崩と、卅時、小山田砲、中の砲と、又さうのうらつて、砲

いなりやいりまよりぬ家小山田流河の事  
とけらるる八王寺流の後より掛りと見  
て馬ノ殿軍一して八王寺流と小山田の  
勢よて入勢討捕や

此合戦小山田老將討廿七歳之時也永禄十  
二年乙未十月朔卯卯之刻老將討流  
流掛ての勝利や已と

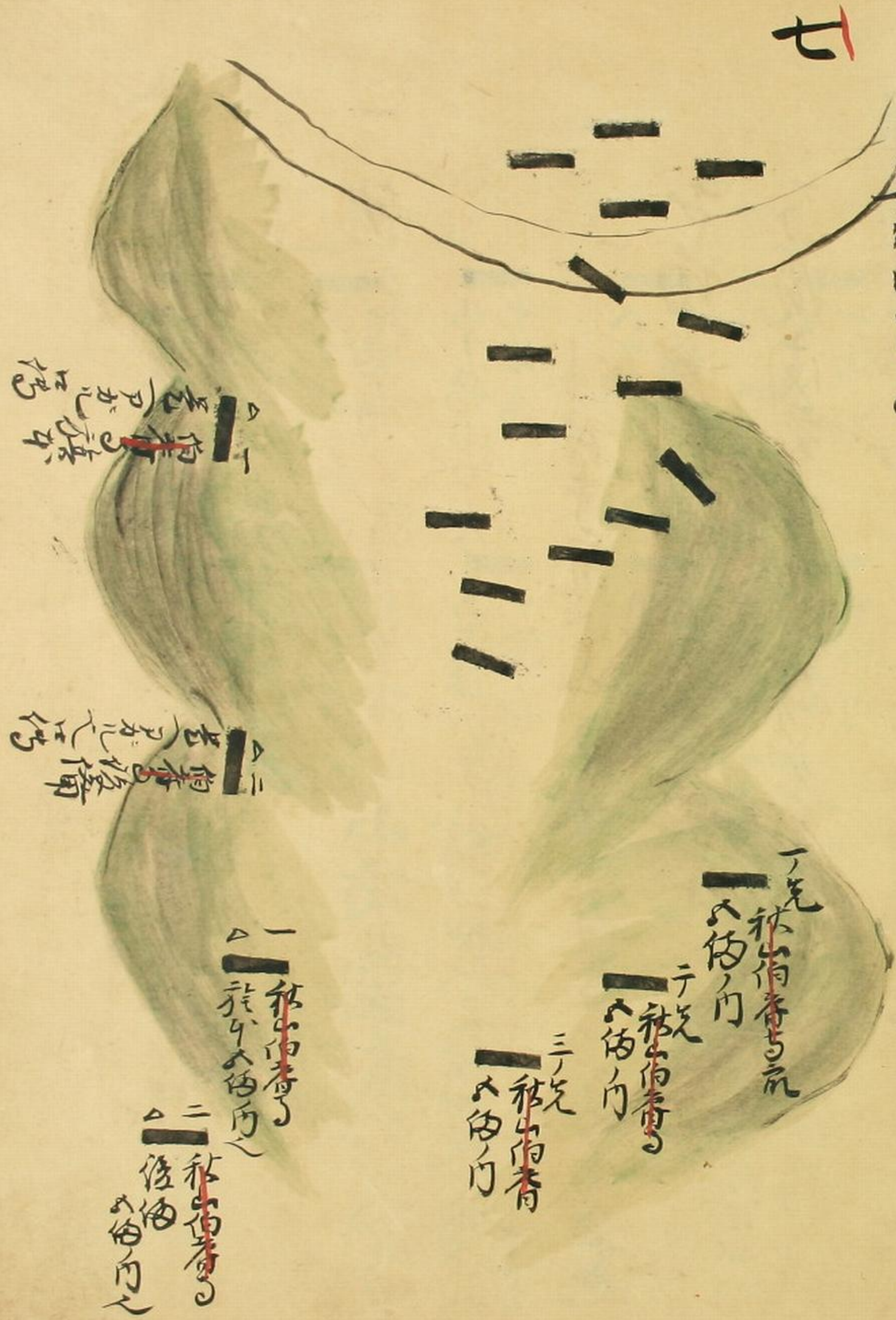
○七株山伯耆守東員流於上村合戦之  
一 秋山伯耆守も元禄元年午九月廿八

日東員流上村にて東之河流三百余り  
東員流流之百余計都合報云凡々四千  
計と味方貳百八十騎報云凡々千四百  
斗と又備仕り伯耆流中と以て敵右  
に方此山より押とる馬切頭入勢も  
東員流流之城を奪入道宗叔  
父子と討捕山流云云被取軍之武略能  
御備之由家風よて此秋山伯耆守  
町道守格威し時元禄元年午の極月九

八日伯耆とん流へハ敵也掛リ侍也 伯耆流  
 中ハ敵也く方へ去三掛テ切崩ス是も  
 トリ留所ス口侍

一 秋山伯耆も小山田義房射合就之代小幡信  
 幸列久世の行く人伯耆三つと是書り彼  
 く方此者非流ニ去りくならむとて如此  
 せ初く家と流事利根垣小山田在御中飯高  
 子御内黄山徳高飯高ハ是初く保身飯  
 仕人さいん等十九高ハ軍糧とて及安不

書山巴上



一 秋山伯耆も流

二 飯高

一 秋山伯耆も流

二 飯高

一 秋山伯耆も流

二 飯高

三 飯高

一 六十騎  
十箇内

一 六十騎  
十箇内

一 六十騎  
十箇内

一 六十騎  
十箇内

一 六十騎  
十箇内

二 六十騎  
十箇内

二 六十騎  
十箇内

二 六十騎  
十箇内

二 六十騎  
十箇内

二 六十騎  
十箇内

小情上編遠列久松

城ヲ押之時如此備

右二手全騎完備也

有并時二二三也然正一

一ナリに傳

一 六十騎  
十箇内

一 六十騎  
十箇内

一 六十騎  
十箇内

一 六十騎  
十箇内

一 六十騎  
十箇内

口傳

二 六十騎  
十箇内

二 六十騎  
十箇内

二 六十騎  
十箇内

二 六十騎  
十箇内

二 六十騎  
十箇内

右各信玄に御家風御由之如此也以上

○九信云々大人数と云て弓箭一急

て内なる十之を降しり

一、知行賦り付大者少者凡<sub>二</sub>口傳

二、款配り 之、味方配りを近凡<sub>二</sub>口傳

四、人数配属 又、手廻口傳 六、口分口傳

七、侍押付 各筋結事内者、事人も廿人さ

え、能る甚事(新て所ん)んな手振

事、事も沙汰行要口傳

八、敵の人数積り、がし余ふと云て所ん口傳

九、款乃米、能而事内者、事人も廿人さ

み、凡口傳

十、味方し米、能者ひん少く批判せんく、凡口傳

十一、敵の味方手、いよん手、廿人さ、凡口傳

十二、敵味方、能甚人、敵を警固目あり

又、侍大者、能ん中、敵城之、能固ふり、人二

或、八敵の能、い者、在、成功、能、味方、手、凡

く、能、あて、い、手、ひき、能、手、さ、い、口傳

十三、敵、我、城、と、責、い、と、い、ふ、と、て、出、し、時

何人の味方勝を疑ふ固目あり。能く大  
 ねと云く。其指回らるる愈きく。其分味方  
 合致難如可ハ敵となる。其分味方  
 下等の事と進サハ必負也。但世に云くハ  
 之がらん。不若くハ傳也件

○十傳就つて。付一陰二陽二陽一陰ハ  
 傳多也

○十一合致勝利之極位三ツ事



陽陰有

陰陽有



陽陰有

陰陽有

- 一前箭ハ猶輕後箭重
- 二前箭猶重後箭輕
- 三押大敵所要也

如上如件

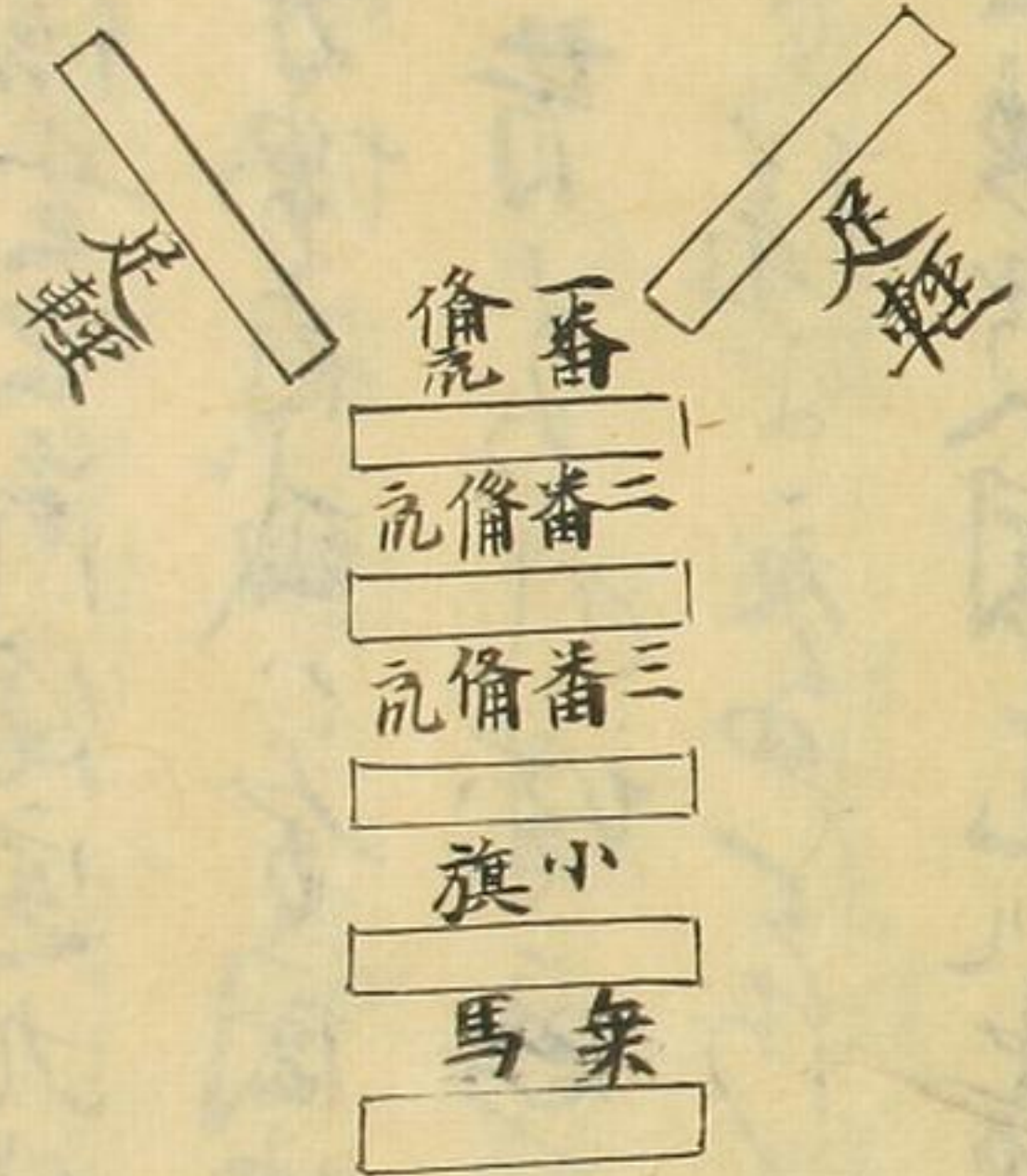
○十二侍味方傳之事

一剛敵の物と傳と傳して。其分捨て掛也

相掛りて其の必軍勝利の驗なり、物也  
 左旗の敵は必待味方備之候信列川  
 中傳合戦一之河守人出出物以武器と  
 備て中よりも旅平組鷹と討死す也  
 云(凡)決行まよ津橋利と信流二三騎  
 去て脇乃と落河歩志三千人討て  
 殿軍也、信流也人殺す平乃と追討東乃  
 十里餘り討て事畢竟討備乃之振よ  
 ろき也、信流氣志く平乃と之流り

取て是輕と先押さ小旗とらひ行て二手進  
 して其二掛り事何れも其名を物以物等  
 仍計りよるると大形討為作は信流武略と  
 様の有し余が此の事あり、信流流遠

如件



何れは傳

十三信書公卿使定九箇条之事

傳云信列高遠城之  
山本高今繩表之取  
直三馬今曲輪上云

一、敵味方方法方場目或ハ會因申城取能  
及之又ハ昔より此城無記と云ふ此  
少くよき様よ及ふと云ふ事

二、備作法能彼相乞之事

傳云圓之様云

三、陣兵之亂難ハ能扱爰極終之ニ極  
少被お定之事付是ハ夜軍よ何ハ  
ど相ハ法得の移儀能法能定或ハ人較  
あつといやと云ふ此ニ極大相此陣云

くやん事

四、法入ハ揚屋ノ耐味方勝利ハ今申極  
考法ハ兵部人言ハ之ハ亂我ハ此處  
事速知と云ふ事

五、備之ハ事前ハ書下付ハ樂子方

付押大敵守旗ハ能法付法得是と云  
國智惠正名ハ存ハ極よと云ふ事

六、法方ハ敵ハ石筋十一極ハ大川小川大坂  
少坂再之原山少行ハ事ハ人道狭道



し其外極に河をよとて國にも事候  
軍人氣幾人かも清尋し或は出た  
此下人各し探進して能事存知も  
之候法理は事難極しうまらぬ事計  
るゆへに臆病なる者ハ此清も  
國清大將志忠ありし清ゆれが  
思ひて御外大事に存するは  
不き事よしくありしなりとて其下  
被官にまゝ人よする亦極人の百姓

迄江をこりくなれば右せり而も  
けがれし清勝を死にたり未待の  
人と入能可因に又能は居候  
れり死に能きことれし其男の  
前よりし又能しとる也

才七味字の人投敵（白根大敵一ツ場）  
七根よらる

才八敵陣いしは學國不學國又も人小其國  
の事やうなきなり流し右の事か也

とて攻極由り久くも

中九合戦く大小あり元味方勝利を疑極  
は七極のなる一極三は是より味方の勝  
利ありぬゆに流なるおのそは不友り  
善き志くも危くこなる極に成り  
廿八極病する一い首二倒く  
病やこの首に女のそは坪越極越  
獨の子に越極越或は坪のよ下なげ  
つこは極追ぬく一後敵よりうつて返

と討てて極し討合るりもくは追討  
極しゆは是と極やして大に自漫と  
極なる人より人きも極病の内しぬ  
まなるまにたして仕物以のよと受  
はこしきりむなるぬ追て極も極病  
の由やま二度之度就あい其物の  
流はも合る二度斗は合二度なる  
つこは大極病もや七陳の母宮人付  
ゆる流の由と名借して極平も極

病やハ右ノ人ト云氣の事なる  
家中と云うて脇肉或ハ後肉なるに  
親れまハ又と頼ミ其家中ハ出んとて  
是氣と云ふことトス信危ノ前ト思案  
して肉と云ふ人ト備ハ入してと云  
ノ又余れ家中ハ行て居ておつる  
事なきて初めれ家中トて務負  
あましく同利トてらんハ行るに於て大  
股為ノ肉ノ初めの事也トてりなす

後の家中トてり物よりまを又ハてん  
の仕人トて又も初めの事ト云えて行て  
其家中トて二人ト授けらる働なり  
てと云ふ人なりトてハ必ト云ふと云  
も曰あや 九 散味方せりトて  
トて味方トすくは味方トすトて  
のくくくトて湯ハ行ぬも大徳病の  
ト我ハ然るも世トて命と拵せ  
トて湯トて然るトてくくトて肉トて

武蔵の心柄と云ふは、  
はものも大膽病と云ふや、  
わいそと云ふ事、  
おの痛也、  
才親の通分、  
とあげると武、  
れ被官よ、  
と取ると、  
行務、

味方よ、  
討うさ、  
の事と、  
ていれ、  
と云ふ、  
を升、  
一、  
是、

又中よりとをくも出ればは悪  
尸のいゝと名ぬゝと合戦に負あり  
るものいゝと名ぬゝと合戦に負あり  
病の内やめはせんくもて或る者  
とて一 右人の尸也因りては  
やめて夕は死ん可やと云ふ件

○十で武道場より者二人

一 女の多利は初め人是と因賊者  
人付武ると娘の男ハ女人や武ると

罪よく合戦でると合は能く存右十  
ヶ條より書付ぬゝと名ぬゝと合戦  
に負ありと云ふのや一は之る事と  
いふものいゝと名ぬゝと合戦に負  
ありと云ふ

二 因悪人として名ぬゝの人や子細はけ人  
伐取過切仕能者と付るゝ討の成  
敗をなすゝと名ぬゝと合戦に負あり  
と云ふ

おー力はくと病いんぎんよて先んれ  
たれ時を病身の時と不病の再そよ  
のや付まうて傳えて人並より内  
あてり品の廣くおし不病の  
人から矢くはげふ直るときうする

三二業人と申して已が方れ病し不病の病  
もろのよして武士のたき馬切のま  
ももあつて可成とほらるるしと  
とて邪のせんころしてを病と云

とそー甲物のよれとくしあぢーた  
あも又あまらだてと信る人必よま  
まろとろあ邪の邪をよて直るの武  
たれせんこく同しやるし者ハにせ  
人としてゆく必腹痛疑なり

に軍提人進絶ありぬも國法軍法互り  
申とろあ甲果疏もなれ力とあつた  
まらるる病もなす大なるし昔絶れと  
あよ人となす人の可成や志ハ軍れ時

用よ立候もしなす一け名千代人と云る  
但是の若きよき親れを身よつとれ武  
お初立入正法の後と云ふも又あれは  
し来しとてありし程し人あり成りし  
るり止め件

○十八信を流人数扱二千より

十力迄は振子貞候三と傳へる

一 款因山川奉万れ地取大小淺又深又  
時文地學因事學國又ハ其家とて

き弱を御方より他知り侍初ハ其家  
町人地下人等しりしも此て能信を云  
出存るり并出取ハさい、さ、家ハ様  
宗徳相のあらしとて治るや一向宗  
と云ふ矢と取取なるなり

二 旗の役ハ小迫合ハ拾人十八人の足  
大ねス合裁ハ百騎二百騎の約し  
く一、二、三、四、五、六、七、八、九

三 押大較ハ徳勝大小よりんをく、おめて

年々御定と因る事

右三ヶ條は事一に於て地味と大柄の給

子候なり

才二族の役をいふ所の下おとどくこと  
見て其能き地味は役は役也

才と押大鼓は役皆一同に下おと  
ゆめて能働は役と云ふは必勝利

く是のいなり件

○十六信をいふ合致をいし能定三ヶ條

傳ニ云大キク

ハ道法ヲ遠ク

ハ追ハカス

義あり

右頭一追雷場

兼テ左頭ニシテ特

何國ニシテありテ

競テキニ頭奉行斗

ハカニツテ進行ラ追雷

ハ場及トキ頭奉行

雷大鼓ヲキテる

一 地味給馬と云ふの事と云ふ侍大将

者以物をいふ事追雷由定より付大

きく被定はれは散りあけのいり也

や右頭氣奉行氣針一と事

二 御定はれは味方付とい首座の病や

此首女の首脇病の以上なる事

三 押下おとをいふ事若き親者以物をい

能なりとの由便氣被下被役由スお

れ押下おとやがといふ事其をいふ



住より凡剛の武をせ被定也 并備  
なるはる根このころのしたくは依  
いまくまのくまのて頼人としてせ  
いさくく下給し被定也

○十七味方討去く三ヶ條也

一 甲北常之沖流ぐ金ののくく西先  
流山流あ中へ朱北角折安大小と  
面く北とふく流すく百陽矢流のあ中  
朱北のぼり山流あ中北角折安と又

黒く金も統家申もあはくや

二 刀削指之つ色是は皆惣軍九二回  
以り被給付他國へ一國女めは仕と也  
并他心あはれ巻武ハ右巻武ハ又ツ七ツ  
色あし仕る

三 相之頼人し他國多るくくは信を侍る  
下くいなり依之くは是は長業くく去  
奉行あし仕るや女件

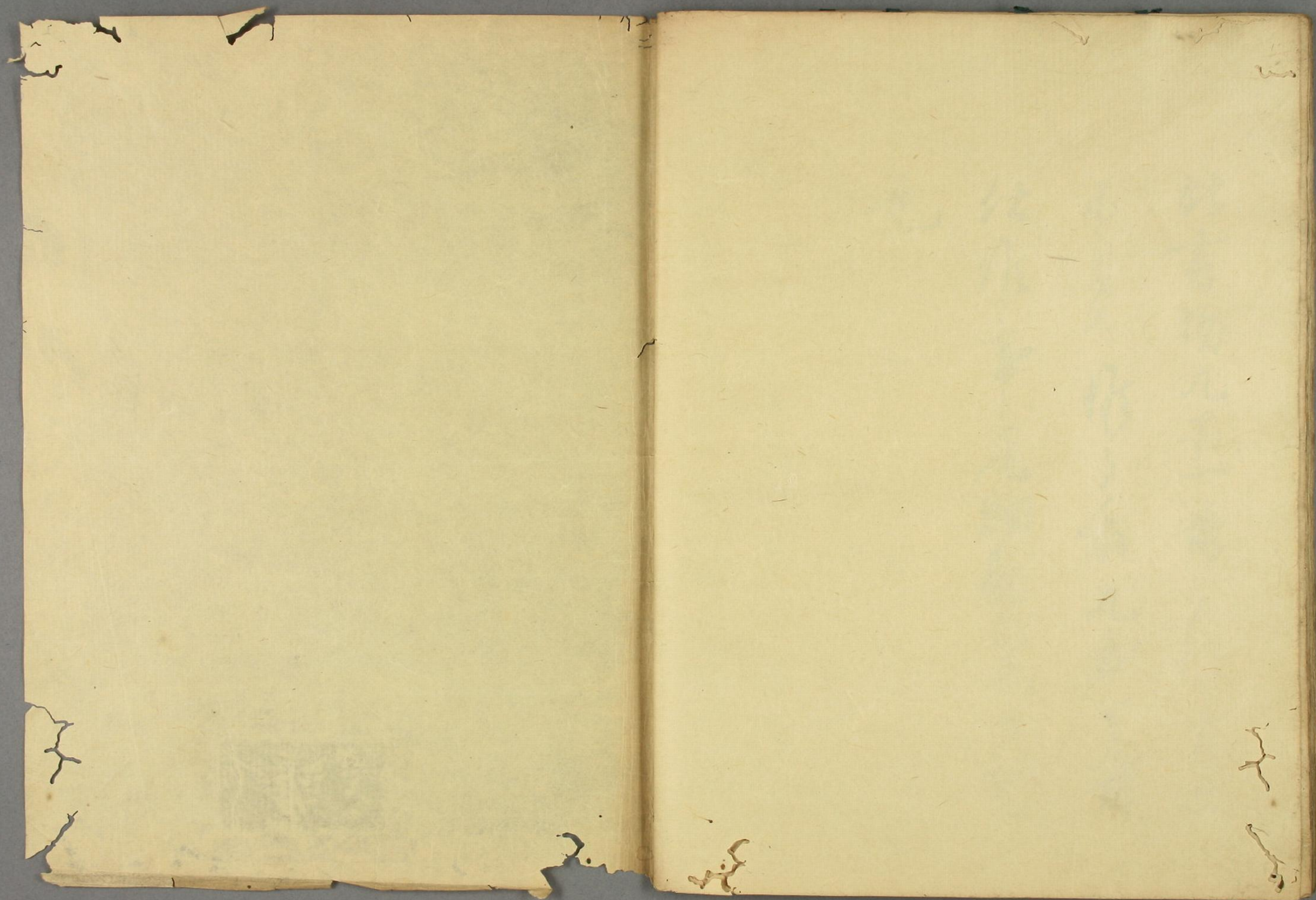
○十八馬よく備武ハ馬平武歩馬恒

極小三箇條し事

一馬上又十騎ハ換載所が内ノ或載所よ  
 て下廻や沿うるとんそ所其は傳  
 二馬下待の十騎より上載を完必を  
 や敵疑し時方定り其は傳  
 三歩足恒ろ換炮をきひつ片と手此麻  
 布と巾とわて軍の耐申とゆひ業  
 と神一勝て多々敵の強と九式傳方  
 のも負ふ叶ふ以法はるよ能傳や付

馬場中津の曰く軍の時ありて以を以  
 と使ハ服をよこれをもろそりきんそ  
 大方れ西とぬがよとく結るよこれ假  
 以上

此書物九不一冊  
不自他作之者九冊  
結作書一尾烟勅老忠女  
也



早稲田大学図書館

011888006739